

# 平成30年第2回上三川町議会定例会会議録

平成30年3月2日（金）

## 1 目 目

（条例・補正予算等上程及び一部採決、委員会付託）  
（平成30年度当初予算上程（町長説明・一般会計歳入説明））



平成30年3月2日～3月16日

町議会定例会会議録

平成30年3月2日第2回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に召集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記(総務係長) 遠井 正  
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて   |
| 日程第4  | 議案第3号 上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第5  | 議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第6  | 議案第5号 上三川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第7  | 議案第6号 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第8  | 議案第7号 上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第9  | 議案第8号 上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第10 | 議案第9号 上三川町保育所設置条例を廃止する条例の制定について  |
| 日程第11 | 議案第10号 上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第12 | 議案第11号 上三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第13 | 議案第12号 上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第14 | 議案第13号 上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第15 | 議案第14号 上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第16 | 議案第15号 上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第16号 上三川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第18 | 議案第17号 上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について  |
| 日程第19 | 議案第18号 上三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第20 | 議案第19号 上三川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |

- 日程第21 議案第20号 上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 町道路線の認定について
- 日程第23 議案第22号 上三川町公共施設等総合管理基金条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 平成29年度上三川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第25 議案第24号 平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第25号 平成29年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第26号 平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第27号 平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第28号 平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第29号 平成29年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第30号 平成30年度上三川町一般会計予算



午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

平成30年第2回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定をはじめ、平成30年度当初予算などの重要議案が提出されます。議員各位におかれましては慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待をいたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げて、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成30年第2回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

---

○議長【田村 稔君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【石戸 実君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、議案の訂正がございます。第2回定例会議案のうち、議案第5号、議案第13号、議案第15号、及び議案第16号の一部が、お手元の議案正誤表のとおりとなります。また、常任委員会付託審査区分表がお手元の修正版と差しかえになります。

次に、監査関係では、例月現金出納検査結果が、平成29年11月分から平成30年1月分までの3カ月分、及び平成30年1月及び2月に実施された定例監査結果報告が提出されております。

組合議会関係では、平成29年第2回石橋地区消防組合議会定例会審議結果、及び平成30年第1回石橋地区消防組合議会臨時会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、12番・稲見敏夫君、13番・松本 清君を指名いたします。

---

○議長【田村 稔君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。11番、生出慶一君。

( 1 1 番・議会運営委員長 生出慶一君 登壇)

○ 1 1 番・議会運営委員長【生出慶一君】 平成 3 0 年第 2 回上三川町議会定例会会期報告をいたします。

本日招集されました平成 3 0 年第 2 回町議会定例会の会期運営について議長より諮問され、2 月 8 日及び 2 1 日に議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果について報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案 3 5 件、一般質問通告者は 9 人であります。

会期につきましては、本日 3 月 2 日から 3 月 1 6 日までの 1 5 日間といたしたいと思います。

1 日目の本日は、会期等の決定後、議案を上程し、議案第 2 号につきましては人事案件のため、委員会付託を省き採決をお願いいたします。議案第 3 号から議案第 2 2 号までについては、提案説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。議案第 2 3 号から議案第 2 9 号までの補正予算については、提案説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。議案第 3 0 号から議案第 3 6 号までの平成 3 0 年度当初予算につきましては、1 日目、及び 4 日目の提案説明後、全体質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

なお、議案第 3 号から議案第 2 2 号まで、及び議案第 3 0 号から議案第 3 6 号までの案件を付託する委員会については、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

2 日目及び 3 日目は休会といたします。

5 日目及び 6 日目は一般質問を行います。一般質問は、くじで決定した順により、5 日目 5 人、6 日目 4 人といたします。

7 日目は、休会といたします。

8 日目、1 2 日目及び 1 3 日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、常任委員会の開会は午前 9 時でお願いいたします。

9 日目から 1 1 日目まで、及び 1 4 日目は休会といたしますが、1 4 日目は各常任委員会の報告書作成日といたしましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

1 5 日目を最終日とし、各常任委員長より付託案件審査結果報告をいただき、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思います。また、最終日に議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から 1 6 日までの 1 5 日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 1 6 日までの 1 5 日間と決定いたしました。

---

○議長【田村 稔君】 日程第 3、議案第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。



提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明いたします。

本案件は、人権擁護委員6名のうち、菊地守人氏が、平成30年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を再推薦するため、議会の意見を求めるものです。

同氏は、人格識見が高く、広く社会の実情にも通じ、社会的にも信望が厚いことから、今後も本町の人権擁護委員としてご活躍いただける方でございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については人事案件のため質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

---

○議長【田村 稔君】 日程第4、議案第3号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第6、議案第5号「上三川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第3号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び議案第5号「上三川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成29年人事院勧告に準じ、町議会議員及び町長等について、期末手当の支給月数の引き上げ、また職員については、平成29年4月からの月例給改定や、12月分の勤勉手当に係る支給月数の引き上げ、そして、平成27年1月に実施した昇給抑制分を若年層の職員に付与するため、それぞれ条例の一部改正を提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、

本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降においても、委員会に付託する議案に係る質疑については、同様の取り扱いをお願いいたします。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 それでは、これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第7、議案第6号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第6号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町職員の給与に関する条例で規定した時限措置が平成30年3月31日で終了となることに伴い、同条例で規定した当該措置への対応箇所を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第8、議案第7号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第7号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、人事院規則の改正で、国家公務員において、育児休業復帰後、再度の育児休業を取得する際の要件等が拡充されたことに伴い、本町職員に対し、同様の対応を行うため所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。何か質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第9、議案第8号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第8号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成30年度から施行される新たな国民健康保険制度の栃木県運営方針として、国民健康保険税の賦課限度額を地方税法施行令に規定する額と同額とするとしたこと、及び保険税の負担の公平性の確保を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の医療保険分、後期高齢者支援金分について、それぞれ賦課限度額の引き上げを行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第10、議案第9号「上三川町保育所設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第9号「上三川町保育所設置条例を廃止する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、本町唯一の町立保育所である大山保育所が、平成30年3月31日をもって閉所することに伴い、本条例を廃止するものでございます。また、関連する「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」及び「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」の一部をあわせて改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第11、議案第10号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第10号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑ありませんか。はい、14番。

○14番【稲葉 弘君】 1点なんですけども、今、大山保育所は障がい児保育ですか、やっていると思うんですけども、このあれはどういうふうになるんですか、この条例によって。続けてできるということによろしいんですか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 本条例の改正につきましては、内容としまして、国の法律の変更内容を、まずご説明させていただきます。国のほうの改正、法律の改正の内容につきましては、今まで都道府県が権限を有していました保育施設等の設置等に関する権限を指定都市にも移譲するというような法律改正がございました。本町の上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に関しましては、本町が指定都市に当たりませんので、直接の条例改正に関与するものではないんですが、国の法律が改正されることによって条項が、第9項が第11項にずれるというような内容のものでございまして、本町の保育行政に関して何ら変更がされるものではございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第12、議案第11号「上三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第11号「上三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成30年度からの国民健康保険の広域化を踏まえ、保険給付費支払金が不足した場合のほか、栃木県へ納める国民健康保険事業納付金にも保険給付基金を充当できるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。14番。

○14番【稲葉 弘君】 1点なんですけども、広域化ということで、県のほうへですね、納付金として納めるお金があると思うんですけども、その納付金の額というのは幾らぐらいになるんですか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 金額につきましては当初予算のほうで計上しているものですが、ちょっと手持ちの資料のほうで出せるほうから出したいと思います。ちょっとお待ちください。歳出のほうで、納付金として8億3,226万7,000円、こちら、30年度に県のほうに納付金で納める額になります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑はありますか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第13、議案第12号「上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第12号「上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、介護保険法第117条に基づく、平成30年度から今後3カ年の介護保険事業計画に定めるサービス等の見込量に対し、計画期間内の財政の均衡を保つよう、現行の保険料率を見直す必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。14番。

○14番【稲葉 弘君】 3点ほど聞きたいんですけど、1つはですね、給付費ということで、今回、条例改正ということなんですけど、3年間で幾らぐらい予定しているのかということ、これが1点です。

2点目はですね、今回の条例の改正で幾ら増額になるか、それが2点目です。

それから、あと3番目はですね、基準額、幾らぐらいになるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 3年間の合計ということで、給付費のほうですが、58億8,239万、これが3年間で、58億8,000万円ですね、こちらを見込んでおります。

2点目の、どれだけ上がるかということですが、表的には、1.0ということで、表示の部分ですけども、前回のときは6万4,700円が7万5,000円という形になります。

なお、前回のときは、保険料について11段階で納めていただく形をとっておりましたが、同じ形ですと低所得者層の負担が増加することを鑑みまして、第7段階以降を細分化し15段階にしまして、高所得者にたくさん負担していただいて、低所得者の増加分を抑えるという形で15段階にしました。年額保険料につきましては、今までの第1段階の人が、3万2,400円が3万7,500円、年額ですね。一番上の段階で、11段階の人が、今まで13万6,000円だった人が、このうち、これが合計所得で870万円だったのですが、900万円以上の方というランクをつくりまして、そちらが18万円という形で、詳細については中の表のとおりになっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁があったんですけど、結局、今回の条例改正でね、やはり、11段階から15段階になったということなんですよね。今、課長から説明があったんですけど、例えば、第6段階ですと、幾らですか、7万7,700円が、今度9万円になるんだよね、9万円なんですよ。やはり、そうすると1万2,300円の増額になるということで、大変な負担ですよ。やはりね、そういう点で、当然、払えない世帯が出てくると思うんですけども、保険料を納めない場合ですね、どういう措置がされるんですか。わかればお聞きしたいんですけど。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 済みません。手元に資料がないもので、明細についてはあれなんですけども、1つの見方としましては、納期ごとに納めていくのが本来の形ですが、それがちょっと少し納められなくなった方については、なるべく納めていただくということで、それでもだめな場合については、現在の負担の場合は、個人負担1割で利用できるような形になっております。そちらについての負担が3割負担というような形の納付書の形態をとるような形になっております。また、その中間に若干、納めおくれがあるような方については、一度払っていただいてから1割分戻すような形の形態をとっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁があったんですけど、結局、2年以上滞納しますとね、利用料の負担が3割なんですよね。引き上げられるということで、やはり、介護を受けられない、そういう状況だと思えますね。そういう点でね、介護保険の財源ということで、今、国から公費50%ですか、あと、保険料、65歳以上の負担ということで、22%で、40から64歳の人の保険料が28%、

これで賄っているんですけども、やはり、何というんですか、負担が大変な中でね、国からの公費をもっと引き出すべきだと思うんですね。それが1点。

やはり、わずかな年金の中からね、これだけの負担をさせるというのは、やはり、介護保険自体がね、大きな欠陥だと思うんですよ。だから、やはりそういう点で、町のほうとしてこれからどういうふうを考えているのかね、負担と給付の問題ということになればそれまでですけども、結局、払えないということなんですよ。利用できないということなんで、やはり、これから大きな問題になってくると思うんですけども、その点、どういうふうを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 保険と給付の関係でございますが、町のほうでは、今まで各住民の方のほうで、困っている方がいれば、そういう方については介護保険の制度についてお知らせして、そういったサービスを利用することで、豊かなといいますか、幸せな老後の一助になればということで進めているのが中心でございました。しかし、全国的に介護保険制度の財政が厳しいという状況の中で、この保険制度をどうやって存続していくかということの国のほうの政策の中で、介護度の軽度の方については町のほうで何とかしてくれというようなことで、政策のほうの転換がありました。町のほうでも、今現在進めている、政策の中心となっておりますが、地域の方の支え合いによって介護度が進まない形、また、地域の方の支え合いとか、そういった活動によって、軽度の方はいつまでも軽度でいて、重度にならない、そういったことで支出のほうが少なくなれば保険料のほうも低く抑えられるようになりますので、そういったことを中心に包括ケアシステムの構築ということで、各地区、各自治会を回って、そういったシステムを進めていくように現在、進めておまして、今後ともそちらのほう、力を入れていくように考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第14、議案第13号「上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第16、議案第15号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第13号「上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、介護保険法第115条の24の規定に基づき、従うべき基準としている指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、義務規定等を新たに定める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第14号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

介護保険法第78条の4の規定に基づき従うべき基準としている、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、共生型地域密着型サービスに関する基準等を新たに定める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第15号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

介護保険法第115条の14の規定に基づき、従うべき基準としている、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、人員に関する基準等を新たに定める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第13号から議案第15号までの説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第17、議案第16号「上三川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第16号「上三川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員の定義を改める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑ありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第18、議案第17号「上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第17号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」による介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準につきまして、町条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第19、議案第18号「上三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第18号「上三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の改定等を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。14番。

○14番【稲葉 弘君】 1点なんですけども、地下に埋設をするガス管ですね、これは料金はどういうふうになっているんですか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい、お答えします。ガス管につきましては、お手元の条例の法令第32条第1項、第2項に掲げる物件というふうなものに該当するものとなっております。ガス管

の外径によりまして、おのおののメーターあたりの占用料を定めているところでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 14番。

○14番【稲葉 弘君】 上三川のほうでもね、今、ガス管の工事が終わってですね、路面、要するにきれいにしていると思うんですけど、この料金っていうのは幾らぐらいになるんですか、計算してみて。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ガス管のみの占用料というふうな形での集計はしてございませんので、全て、電柱等も含めた占用料というふうなことでお答えしたいと思います。平成29年度ですね、町道等の占用料につきましては、電柱並びにガス管等の占用料としまして、約355万8,000円程度を見込んでございます。そのほかですね、町道以外の法定外公共物、赤道等のほうの使用料としましても、こちらの占用料徴収条例に基づいた金額で使用料を徴収するというふうなことになってございます。こちらのほうの法定外公共物における使用料につきましては、約74万7,000円程度を見込んでおりまして、平成29年度、合わせまして約430万円程度の使用料の歳入を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第20、議案第19号「上三川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第19号「上三川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行により、建築基準法別表第2の一部が改正されることに伴い、同表に基づく建築物等の用途を制限している本地区計画に係る条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第21、議案第20号「上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制

定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第20号「上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、公園敷地面積に対する運動施設面積の割合に制限を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

---

○議長【田村 稔君】 日程第22、議案第21号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第21号「町道路線の認定について」、ご説明いたします。

本案件は、道路法第8条第1項の規定により、民間開発団地の開発に伴い、町に帰属した道路及び道路寄付により新設する道路3路線を町道として認定したいので、同法同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第23、議案第22号「上三川町公共施設等総合管理基金条例の制定につ

いて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第22号「上三川町公共施設等総合管理基金条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、本町の公共施設が昭和40年代後半から50年代に大量に整備され、近い将来、多くの公共施設等が一斉に大規模改修や更新の時期を迎え、多額の費用が発生することが予想されることから、公共施設等の計画的な整備、更新、改修、維持修繕、除却等に要する経費の財源に充てるため、上三川町公共施設等総合管理基金を設置するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第24、議案第23号「平成29年度上三川町一般会計補正予算(第6号)」から、日程第30、議案第29号「平成29年度上三川町水道事業会計補正予算(第3号)」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第23号から議案第29号までを一括説明いたします。

まず、議案第23号「平成29年度上三川町一般会計補正予算(第6号)」について、主なものをご説明いたします。今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するとともに、歳入歳出予算額の確定、もしくは確定見込みのもの、さらに繰越明許費の計上、債務負担行為の追加及び変更、地方債の変更とあわせ、今後の財政運営の安定性及び健全性に配慮することとして編成したものでございます。

まず、歳入につきまして、町税では、法人町民税の増額補正をいたします。国庫支出金では、児童手当に係る負担金、及び社会資本整備総合交付金を減額補正いたします。県支出金では、地籍調査事業に係る負担金を減額補正いたします。町債では、土木歳のうち、道路債を増額補正いたします。歳出につきまして、国家公務員の給与改定に準じた町職員等の給与改定による人件費の補正のほか、総務費では、財政調整基金及び総合施設等総合管理基金の積立金を増額補正いたします。民生費では、児童手当に係る扶助費の減額補正を、子どものための教育・保育給付費を増額補正いたします。衛生費では、小山広域保健衛生組合へのし尿処理に係る負担金を減額補正いたします。農林水産業費では、農地集積推進事業に係る交付金、及び農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額補正をいたします。商工費では、中小企業事業資金融資信用保証料に係る補助金を減額補正いたします。土木費では、道路整備事業に係る

工事請負費の増額補正、並びに道路用地取得費及び物件補償費を減額補正いたします。消防費では、防災無線等整備事業に係る委託料、及び工事請負費を減額補正いたします。教育費では、幼稚園就園奨励費に係る補助金を減額補正いたします。

さらに、繰越明許費といたしまして、庁舎・設備維持修繕事業、財務会計システム移行用データ抽出業務、マスコットキャラクター商標登録業務、かみのかわブランド認定事業、道路整備事業、橋梁維持管理事業、民間住宅耐震診断助成事業の計上を、債務負担行為の補正といたしまして、ハザードマップ作成事業の追加、及び放課後児童健全育成事業の変更を、地方債補正といたしまして、最終処分場整備事業、道路新設改良事業、公園施設整備事業、消防防災施設等整備事業、及び文化財保護環境整備事業に係る地方債の限度額を変更いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に10億4,406万9,000円を追加し、補正後の平成29年度一般会計歳入歳出予算の総額を126億3,208万9,000円とするものでございます。

次に、議案第24号「平成29年度上三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

歳入では、保険税及び共同事業交付金の収入見込額の減、国・県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、及び特定健康診査等費、一般会計繰入金の額の確定に伴う補正など、歳出では、人件費及び保険給付費の支出見込額の減、介護納付金、共同事業拠出金、及び後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の額の確定に伴う補正などで、既存の歳入歳出予算に2億1,966万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億8,711万9,000円とするものでございます。

次に、議案第25号「平成29年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、介護保険料の歳入見込み、国・県負担金の交付見込みによる増減等、歳出では、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費の増額などで、歳入歳出1,410万4,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億2,187万4,000円とするものでございます。

次に、議案第26号「平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、保険料及び一般会計繰入金の増額、歳出では、後期高齢者広域連合納付金、及び職員給与等の増額などで、歳入歳出1,764万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億5,248万7,000円とするものでございます。

次に、議案第27号「平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、主に町債の減額、歳出では、主に事業費の確定に伴う委託料及び公有財産購入費の減額のため、歳入歳出それぞれ943万9,000円を減額し、総額を12億292万9,000円とするものでございます。

次に、議案第28号「平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、繰入金の減額、歳出では、主に公課費及び需用費の減額のため、歳入歳出それぞれ429

万9,000円を減額し、総額を3億859万3,000円とするものでございます。

次に、議案第29号「平成29年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

収益的支出における補正増額11万8,000円の内容は、平成29年人事院勧告に伴い、人件費を増額にするものでございます。

次に、資本的収入における補正増額116万8,000円の内容は、工事負担金の増によるものでございます。

次に、資本的支出における補正増額5万円の内容は、平成29年人事院勧告に伴い人件費を増額するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

補正予算の詳細説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 議案第23号「平成29年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の12、13ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。第1款町税、1項町民税、1目個人5,800万円の増でございますが、給与特別徴収の見込みが当初より増となったものでございます。2目法人10億2,000万円の増でございますが、予定申告等の増によるものでございます。第4項たばこ税700万円の減でございますが、見込本数の減によるものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、第3款第1項1目利子割交付金でございますが、歳入実績によりまして300万円の増額補正をするものでございます。

第7款第1項1目自動車取得税交付金につきましても、同じく、歳入実績により1,800万円の増額を補正するものでございます。

第8款第1項1目地方特例交付金、補正額523万3,000円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。

第9款第1項1目地方交付税でございますが、震災復興特別交付税の交付を受けられる見込みであることから1,160万4,000円を増額するものでございます。

第11款分担金及び負担金、第1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金301万7,000円の増額補正につきましては、保育所利用者負担額の収入見込み増に伴うものでございます。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料126万9,000円の増額補正につきましては、上三川霊園新規利用者の増によるものでございます。同じく第2項手数料、1目総務手数料、2節戸籍住民基本台帳手数料10万4,000円の減額補正につき

ましては、住民票等のコンビニ交付件数の減少により減額補正するものでございます。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金1,430万3,000円の減額補正につきましては、1節社会福祉費負担金で、国民健康保険保険基盤安定負担金の交付額確定により78万9,000円の減額、低所得者介護保険料軽減負担金額の確定により6万8,000円の増額を、2節児童福祉費負担金では、児童手当の支給対象者の減に伴いまして1,612万8,000円の減額、子どものための教育・保育給付費では、人事院勧告による公定価格の増、及び処遇改善、加算率の引き上げによりまして254万6,000円を増額補正するものであります。同じく、第2項国庫補助金、1目総務費補助金、1節総務管理費補助金135万1,000円を増額補正でございますが、地方創生推進交付金で、空き家実態調査事業の額の改定により32万4,000円の減額を、個人番号カード発行事業では、交付事務費の額の確定により127万2,000円を、社会保障・税番号制度システム改修事業では、同じく事業費の額の確定によりまして40万3,000円を、それぞれ増額補正するものでございます。

2目民生費補助金、2節児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金で、事業費の額の確定見込みによりまして189万4,000円の減額補正をするものでございます。3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金51万5,000円の減額補正につきましては、浄化槽設置整備事業で、事業費の額の確定見込みにより34万5,000円を、がん検診推進事業で補助対象者の見直しによりまして17万円を、それぞれ減額するものでございます。4目土木費補助金2,104万4,000円の減額補正につきましては、1節、2節、3節ともに、社会資本整備総合交付金事業で、事業費の額の確定によるものでございます。5目教育費補助金54万1,000円の減額補正につきましては、1節教育総務費補助金で、幼稚園就園奨励費の支給額の額の確定見込みによりまして減額するものでございます。

第14款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金664万8,000円の減額補正につきましては、1節社会福祉費負担金で、国民健康保険保険基盤安定負担金の交付額確定によりまして407万8,000円の減額、低所得者介護保険料軽減負担金の額の確定によりまして3万4,000円の増額を、2節児童福祉費負担金では、児童手当の支給対象者の減に伴いまして387万7,000円の減額、子どものための教育・保育給付費では、人事院勧告による公定価格の増、及び処遇改善、加算率の引き上げによりまして127万3,000円を増額補正するものでございます。2目土木費負担金1,382万9,000円の減額補正につきましては、1節土木管理費負担金で、地籍調査事業の交付額の確定によりまして減額するものでございます。

同じく第2項県補助金、1目民生費補助金289万3,000円の減額補正につきましては、2節児童福祉費補助金で、1歳児担当保育士増員事業で75万6,000円を、子ども・子育て支援金で189万4,000円を、栃木県食物アレルギー対応給食提供事業で18万9,000円を、施設型給付費等事業費で5万4,000円を、それぞれ、事業費の確定見込みによりまして減額するものでございます。2目衛生費補助金89万5,000円の減額補正につきましては、1節保健衛生費補助金で、浄化槽設置整備事業費の額の確定見込みにより24万8,000円を、健康増進事業で、額の確定により64万7,000円を、それぞれ減額するものでございます。3目農林水産業費補助金、1節農業費補助金945万9,000円の減額補正につきましては、経営所得安定対策直接支払推進事業で2

万9,000円、農地集積推進事業で793万円、新規就農総合支援事業で150万円を、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。5目土木費補助金、1節住宅費補助金27万5,000円の減額補正につきましては、民間住宅耐震診断等助成事業で、事業費額の確定により減額するものでございます。7目、1節消防費補助金6万6,000円の増額補正につきましては、地域防災力強化推進事業補助金で、自主防災組織育成強化事業費の確定により増額するものでございます。

第14款県支出金、第3項委託金、1目総務費委託金8万4,000円の減額補正につきましては、4節統計調査費委託金で、それぞれ、交付額の確定によりまして、工業統計調査で8万8,000円の減額、商業統計調査で1万円の減額、住宅・土地統計調査で3万8,000円の減額、就業構造基本調査で5万7,000円の増額、経済センサス費の5,000円の減額をするものでございます。

第15款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入712万9,000円の増額補正につきましては、1節土地売払収入で、公共物売払収入としまして、旧道路払い下げによるものでございます。2目1節物品売払収入13万1,000円の増額補正につきましては、公用車4台分の売り払いによるものでございます。

第19款諸収入、第4項3目雑入1,275万6,000円の増額補正につきましては、2節雑入で、LED照明調査事業で、LED防犯灯整備に対する助成額の確定によりまして678万1,000円を、派遣職員給与等経費で、当初1名で見ていたものが2名となったため540万円を、斎場運営費の額の確定によりまして35万5,000円を、その他としまして、庁舎周辺案内板の広告料としまして22万円をそれぞれ増額するものでございます。

第20款第1項町債、3目衛生債540万円の減額補正につきましては、1節清掃債で、最終処分場整備事業で、事業費の確定により減額するものでございます。4目土木債100万円の増額補正につきましては、1節道路債で、道路新設改良事業で、主に社会基盤施設等の長寿命化事業について新たな地方財政措置が講じられたことによりまして1,630万円の増額を、2節公園債では、公園施設整備事業としまして、当初2カ所予定してございましたが、1カ所のみ補助採択というため1,530万円を減額するものでございます。5目1節消防債580万円の減額補正につきましては、消防防災施設等整備事業で、事業費の確定により減額するものでございます。6目教育債、1節社会教育債780万円の減額補正につきましては、文化財保護環境整備事業で、事業の先送りのため減額するものでございます。

以上で歳入につきましの説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 続きまして、歳出の説明を始める前に、給与費等の説明を行いますので、一般会計補正予算書36ページをお開きください。

補正予算給与費明細書。1、特別職。事項別明細書の説明に入る前に、給与等について給与明細書で一括説明いたします。

なお、総括で説明した後は、各事項別明細書の中の給与関係の説明を省略しますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、1、特別職、下段の比較の欄をごらんいただきたいと思います。



職員数、その他の特別職の1減は、統計調査員の減員でございます。報酬、その他の特別職71万8,000円の減は、主に行政事務連絡員、統計調査員などの減額によるものでございます。期末手当の長等の11万円、議員の24万2,000円の増額につきましては、平成29年度人事院勧告に準じた引き上げを行うものでございます。その他の特別職4万2,000円の増額は、同じく、平成29年度人事院勧告に準じた引き上げに伴うもので、教育長の分でございます。

なお、今回の引き上げ改定の月数につきましては、0.05カ月でございます。

次に、37ページをごらんください。2、一般職、(1)総括。下段、比較の欄をごらんください。給料330万9,000円の減は、育児休業、傷病休業等の減員によるもの、及び人事院勧告に準じた給与改定を行う差し引きの合計によるものでございます。

次に、職員手当458万2,000円の増は、下の職員手当の内訳で説明いたします。共済費33万6,000円の増は、育児休業、傷病の休業者等によるものでございます。

次に、職員手当の内訳について説明いたします。同じく、比較の欄をごらんいただきたいと思います。時間外勤務手当86万3,000円の減は、主に選挙事務確定に伴う減額、また、イベント等の増による増額との差し引きでございます。下の欄になります。期末手当8万6,000円の減は、主に育児休業者、傷病休業者等に伴う減額でございます。次に勤勉手当553万1,000円の増は、人事院勧告に準じた引き上げに伴うものでございます。職員の勧告の改定率は0.1カ月でございます。

以上で給与費明細書の説明を終わります。

次に、一般会計補正予算書18ページ、19ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬17万4,000円の減額は、行政事務連絡員の2回の会議の結果による欠席者分の減額でございます。7節賃金150万9,000円の減額は、一般事務補助員の、当初見込みより育児休業等の人員が減ったため減額するものでございます。19節負担金、補助及び交付金586万4,000円の増額は、負担金で、市町村交流職員のうち、県から町へ派遣されている分600万円の増、交付金で、自治会総合事務交付金13万6,000円の減等の差し引きでございます。2目行政管理費、12節役務費136万9,000円の増額は、主に郵便物の増加に伴い通信運搬費の増額をするものでございます。13節委託料12万9,000円の減額、こちらにつきましては、町例規集追録等業務の減額でございます。こちらにつきましては、国のほうが料金の値下げをしました減額するものでございます。3目財産管理費、12節役務費20万円の減額は、29年度、導入しましたニューモビリティ車の導入費用が減額となったものでございます。15節工事請負費274万3,000円の増額は、庁舎耐震工事の増額に伴うものでございます。5目防犯費、14節使用料及び賃借料449万4,000円の減額は、防犯灯のLED切りかえ時期が当初予定よりおくれたためリース料を減額するものでございます。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、7目財政管理費、25節積立金でございます。補正額10億3,590万円。これにつきましては、財政調整基金に10億3,590万円を積み立てるものでございます。8目企画費85万9,000円の減額。これにつきましては、8節報償費で20万4,000円の減額、13節委託料で27万円の減額、14節使用料及び賃借料で38万5,000円の減額、これ

らにつきましては、いずれも事業費の確定によるものでございます。9目公共交通費384万8,000円の減額、これにつきましては、13節委託料で、デマンド交通運行事業で約1万3,400人分の運賃収入額449万4,000円を減額しまして、19節負担金、補助及び交付金では、事業費の確定によりまして、生活バス路線維持事業で56万8,000円、バス運行対策費補助事業で7万8,000円を、それぞれ増額するものでございます。10目広報広聴費、11節需用費110万円の減額。これにつきましては、「広報かみのかわ」印刷費の確定によるものでございます。11目情報管理費290万円の減額、これにつきましては、11節需用費で30万円の減額、13節委託料で255万9,000円の減額、19節負担金、補助及び交付金4万1,000円の減額、これらにつきましては、いずれも事業費の確定によるものでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、13目施設管理費についてご説明いたします。25節積立金2億円でございますが、こちらは、上三川町公共施設等総合管理基金といたしまして積み立てを行うものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 続きまして、第2項徴税费についてご説明いたします。2目賦課徴収費委託料101万7,000円の減は、固定資産基礎資料整備事業のうち、予定していました地籍調査事業の登記が未了だったことによるものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 続きまして、第3項戸籍住民基本台帳費、1目住民基本台帳費、14節使用料及び賃借料の事務機器借上につきましては、戸籍総合システムリース料の入札により額が確定したため、事務機器借上料37万円を減額補正するものでございます。2目住民情報管理費、13節委託料でございますが、コンビニ交付の利用が少なかったことにより、当初1,200件を予定したものを、680件を見込み、事業者への委託料5万9,000円を減額補正するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 第4項選挙費、3目衆議院選挙費、時間外手当175万8,000円、賃金11万円、役務費18万8,000円の減額につきましては、いずれも選挙執行により額の確定に伴うものでございます。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、第5項統計調査費、1目統計調査総務費でございます。11万5,000円の減額。これにつきましては、統計事業の事業費の確定によりまして、1節報酬で3万2,000円を、8節報償費で3万7,000円を、11節需用費で2万4,000円を、12節役務

費で2万2,000円を、それぞれ減額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1,218万9,000円の増額につきましては、13節委託料で、今年度、整備を進めてまいりました願成寺地区多目的広場の候補地が変更になったことによりまして測量業務の委託料49万7,000円の減額。

次に、23ページに移りまして、14節使用料及び賃借料で、委託料と同様の理由により土地賃借料27万6,000円の減額。15節工事請負費では、同広場の整備費確定見込みによりまして177万1,000円の減額を行い、23節償還金、利子及び割引料では、平成27年度から実施しております臨時福祉給付金に係る事務費及び事業費の確定に伴いまして、国庫補助金の返還として1,255万3,000円の増額。25節積立金では、指定寄附の採納に伴う基金への積み立てといたしまして131万8,000円の増額をそれぞれ行うものでございます。2目障害者福祉費、補正額687万円の増につきましては、13節委託料で、障がい福祉計画の策定に要しました委託料の確定に伴いまして88万5,000円の減額。19節負担金、補助及び交付金で、下野市の子ども発達支援センターこばと園運営負担金の確定見込みによりまして、281万3,000円の減額。23節償還金、利子及び割引料では、障がい者自立支援給付費、障がい者医療費、及び未熟児療育医療費の精算に伴う国庫補助金の返還により合計1,056万8,000円の増額をそれぞれ行うものでございます。3目人権推進費、補正額70万円の減につきましては、1節報酬で、人権施策推進審議会の開催回数を減らしたことに伴う委員報酬28万9,000円を減額し、13節委託料で、人権問題に関する意識調査に要する委託料の確定に伴いまして41万1,000円を減額するものでございます。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 続きまして、4目上三川いきいきプラザ管理費の補正額13万5,000円の減額につきましては、1節報酬で、上三川いきいきプラザ運営委員会の開催回数を1回減らしたことなどにより不要となりました委員報酬を減額するものでございます。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 続きまして、5目老人福祉費721万7,000円の減額についてご説明いたします。8節報償費50万3,000円の減額につきましては、敬老会記念品等の事業費確定によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金の66万5,000円の減額につきましては、敬老祝金支給事業確定によるものでございます。28節604万9,000円の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金や保険基盤安定繰出金等の額の確定によりまして630万6,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、6目国民年金事務費32万4,000円の減額の内容でございますが、13節委託料、国民年金システムの改修費が30年度で補助対象となったことから、29年度において未実施となったことによるものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額2,723万円の減につきましては、13節委託料で放課後児童クラブの運営に要する委託料の確定により指定管理費を142万1,000円減額。放課後児童健全育成事業費を367万4,000円減額し、20節扶助費では、支給対象者の減に伴いまして、遺児手当を21万6,000円減額、児童手当を2,220万円減額するものでございます。

続きまして、3目保育所費、補正額1,971万6,000円の増につきましては、13節委託料で、各保育所に対する委託料の確定に伴いまして、子どものための教育・保育給付費で2,607万7,000円の増額。対象児が少なかったことによる障がい児保育委託料で156万円の減額。15節工事請負費で、大山保育所整備事業に係るフェンス等撤去工事費の確定に伴いまして80万6,000円の減額。19節負担金、補助及び交付金で、私立保育園の運営に対する補助金額の確定見込みによりまして、特定教育・保育施設等助成事業補助金を399万5,000円、減額するものでございます。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 それでは、次のページ、24、25ページをお開きください。

続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の補正につきましてご説明いたします。19節負担金、補助及び交付金のうち、夜間休日急患診療所の運営費の額の確定による救急医療体制整備事業負担金の減額と、富士山地区の道路新設に伴う水道管布設工事費が増額したことによります水道事業に対する負担金の増額があります。この差引額24万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、2目予防費の補正額360万円の減額につきましては、予防接種の接種者が当初見込みを下回ったことによる13節委託料の減でございます。

続きまして、6目がん・結核等対策費の補正額70万円の減額は、国庫補助事業の改正により補助の対象となるものの範囲が縮小されたため、対象者数に応じて作成する印刷物の数量が減少したことにより不要となった11節需用費のうちの印刷製本費について減額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、7目環境整備費、19節負担金、補助及び交付金152万2,000円の減額につきましては、合併処理浄化槽の申込件数の減少に伴うものでございます。

以上です。

---

○議長【田村 稔君】 会議途中ですが、昼食のため休憩といたします。午後1時より再開いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復しまして会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 それでは、24ページ、25ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、2目じん芥処理費、13節委託料の資源物収集でございますが、ペットボトルの収集運搬業務委託について入札を実施したところ、137万1,000円の減額となり、補正するものでございます。続きまして、19節負担金、補助及び交付金についてですが、額の確定により、クリーンパーク茂原62万7,000円の減、及び小山広域保健衛生組合はし尿処理経費の減により1,111万9,000円の減、合わせて1,174万6,000円の減額補正をするものでございます。以上です。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 26、27ページをお開き願います。

続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費の1,280万1,000円の減額補正でございますが、これは、19節負担金、補助及び交付金の減額によるもので、負担金の森林山村多面的機能発揮対策事業の44万8,000円の減額は、当該事業に対する本町での取組事業量の確定見込みにより減額するものでございます。また、補助金の農業近代化資金等利子補給と園芸産地振興対策事業の減額、さらには、交付金の農地集積協力金と青年就農給付金の減額は、いずれも事業費が確定いたしましたことに伴い減額するものでございます。続きまして、4目畜産業費の24万8,000円の減額補正でございますが、これは19節負担金、補助及び交付金の減額によるもので、家畜防疫対策事業の減額と、畜産臭気等対策事業の減額はいずれも事業費の確定見込みにより減額するものでございます。続きまして、5目農地費の1,239万1,000円の減額補正でございますが、13節委託料の290万円の減額は、磯川緑地公園と水環境神主公園の維持管理業務の委託料の確定見込みにより減額するものでございます。また、19節負担金、補助及び交付金の369万2,000円の減額は、基幹水利施設ストックマネジメント事業、及び県営かんがい排水事業に対する負担金について、事業費の確定に伴い負担する額が減額になりますことから補正するものでございます。また、28節繰出金の579万9,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計の確定見込みにより歳出額が減額となりますことから、繰出金について減額するものでございます。

続きまして、6目改善センター費の272万2,000円の減額補正でございますが、13節委託料の25万9,000円の減額と、15節工事請負費246万3,000円の減額は、いずれも農村環境改善センターの屋根防水改修工事が完了し、事業費が確定したことに伴い減額するものでございます。続きまして、7目農業再生対策推進費の182万9,000円の減額補正でございますが、これは、19節負担金、補助及び交付金の減額によるもので、農業再生対策推進事業の180万円の減額は、補助金の交付先となります町農業再生協議会会計の確定見込みにより歳出額が減額となりますことから、町の補助金についても減額するものでございます。また、経営所得安定対策直接支払推進事業の2万9,000円の減額は、国から町に、町から農業再生協議会に交付する補助金について、国から町に交付される補助金の額が確定したことに伴い減額するものでございます。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、2目商工振興費の195万円の減額補正でございますが、

これは、19節負担金、補助及び交付金の減額によるもので、負担金の県信用保証協会の30万円の減額と、補助金の、28、29ページをお開き願います。中小企業事業資金融資信用保証料120万円の減額は、融資額の確定見込みに伴い、それぞれ減額するものでございます。また、交付金の企業誘致奨励金交付事業につきましては、交付額の確定に伴い減額補正するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、4目産業団地整備推進費でございます。9万9,000円の減額、これにつきましては、産業団地整備事業費の確定によりまして、8節報償費で2万円を、9節旅費で7万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 続きまして、8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費の補正額39万5,000円の増のうち、8節の報償費は、道路愛護会謝礼金の額が確定したことにより9万円を減額するものです。また、19節の負担金、補助及び交付金は、狭あい道路整備事業に係る補助金の申請がなかったため、30万円を減額するものであります。次に、2目地籍調査費の補正額1,080万6,000円の減につきましては、県負担金の額が確定したことにより、11節需用費の15万円と、13節委託料の1,065万6,000円を減額するものでございます。

次に、第2項道路橋梁費、2目道路維持費の補正額177万円の減につきましては、道路維持事業の国の交付決定額が確定したことにより、15節工事請負費の157万円と、16節原材料費の20万円を減額するものでございます。次に、3目道路新設改良費の補正額3,263万1,000円の減のうち、15節の工事請負費の500万円の増額につきましては、継続事業で実施しています町道1-04号線下神主地内と、町道1-12号線三村地内の道路改良工事の進捗を図るために増額するものでございます。17節公有財産購入費の339万5,000円と、22節補償、補填及び賠償金の2,060万円につきましては、町道4-129号線磯岡地内の年度内での道路用地取得、及び物件補償が困難となったため減額するものでございます。戻りまして、19節負担金、補助及び交付金の1,386万9,000円の減額は、多功西浦地区側溝整備事業における県調整池整備事業に係る負担金の額が確定したことによる1,380万円の減額と、各種研修負担金の額が確定したことによる6万9,000円の減額であります。

次に、都市計画費、1目都市計画総務費の補正額1,865万9,000円の減のうち、1節報酬の8万8,000円の減額は、都市計画審議会委員の報酬が確定したためなどでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。13節委託料の48万6,000円と、15節工事請負費の211万5,000円、17節公有財産購入費の533万1,000円の減額につきましては、富士山地区市街地整備事業の道路改良工事の確定見込みによる減額によるものでございます。また、28節繰出金の933万9,000円の減額は、公共下水道事業費の減額に伴うものでございます。次に、2目公園管理費の補正額2,210万円の減のうち、8節の報償費3万円と11節の需用費50万円、14節の使用料及び賃借料25万円は、事業費の額が確定したことによる減額するものでございます。ま

た、13節委託料の132万円と15節工事請負費の2,000万円につきましては、公園維持管理事業の国の交付決定額が確定したことにより減額するものでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 続きまして第5項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。13節委託料129万1,000円の減につきましては、愛宕町営住宅浴室改修及び下町第二町営住宅屋上防水改修の設計及び監理業務、及び空き家実態調査業務委託の執行残による減額でございます。15節工事請負費90万円の減につきましては、愛宕町営住宅浴室改修及び下町第二町営住宅屋上防水改修工事の執行残による減額でございます。次に、19節負担金、補助及び交付金の110万円の減でございますが、民間住宅の耐震診断及び改修に対します補助額の確定により減額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 続いて、第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費について説明いたします。11節需用費21万円の減額は、消防関係事業の終了に伴い、額の確定見込みにより減額するものです。3目消防施設費、13節委託料21万6,000円の減額、及び15節工事請負費131万9,000円の減額は、消防詰所工事完了に伴い、額の確定見込みにより減額するものです。18節備品購入費27万円の減額は、消防ポンプ自動車更新事業の額の確定見込みにより減額するものでございます。5目災害対策費、11節需用費35万2,000円の減額は、防災備蓄品の購入の額の確定見込みにより減額するものでございます。13節委託料269万5,000円の減額は、アナログ系無線の廃止によりシステム保守料の減額が39万4,000円、デジタル系無線の工事監理の確定見込みにより230万1,000円、減額するものです。15節工事請負費170万6,000円の減額は、デジタル無線工事の額の確定見込みにより減額するものです。19節負担金、補助及び交付金の60万円の減額は、自主防災組織設立補助金の額の確定見込みにより減額するものでございます。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、第10款教育費についてご説明させていただきます。32、33ページをお開き願います。

第1項教育総務費、2目事務局費、補正額137万8,000円の増額のうち、24節投資及び出資金7万2,000円の増額につきましては、ふるさと人材育成基金への指定寄附金を基金に積み立てるものです。同じく25節積立金77万5,000円の増額は、ふるさと納税に伴う受入金額を義務教育施設整備基金に積み立てをするためのものでございます。次に、3目教育研究所費267万4,000円の減額につきましては、12節役務費で、中学校で導入いたしましたタブレット型端末の使用が安定した使用環境を整えるために、9月からの使用開始となったため不用額と見込まれる通信料129万円の減額補正をお願いするものです。同じく、13節委託料につきましては、中学生海外派遣事業において事業費が確定いたしましたので、不用額138万4,000円の減額補正をお願いするものです。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 続きまして、4目幼稚園費、補正額1,791万7,000円の減につきましては、19節負担金、補助及び交付金で、各幼稚園に対し交付する幼稚園就園奨励費の額の確定により補助金を減額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、第2項小学校費、1目学校管理費489万6,000円の減額につきましては、11節需用費の光熱水費におきまして、入札により電気料金の基本料金が安価で済んだため、当初見込みより支出が少なく、多額の不用額が見込まれるため250万円の減額補正をお願いするものです。同じく、13節委託料につきまして、小学校2校の防犯カメラ設置工事設計業務の額が確定いたしましたので、その執行残34万6,000円の減額をお願いするものです。次に、2目教育振興費、20節扶助費につきましては、今年度より準要保護世帯について新入学用品の入学前支給を実施するに当たり、見込みより該当者が多く不足が生じるため40万6,000円、約10人分の増額補正をお願いするものです。

続きまして、第3項中学校費、2目教育振興費、20節扶助費につきましては、当初見込みより該当者が少なかったため、特別支援教育就学奨励費、宿泊学習等参加費、要保護・準要保護生徒援助費、合わせて116万円、支給額の確定見込みにより減額補正をお願いするものです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 続きまして、第4項社会教育費についてご説明いたします。1目社会教育総務費、8節報償費21万7,000円の減額補正につきましては、幼稚園、保育園で実施します親学習講座やみんなのつどいの講師謝礼などの事業費が確定したことによるものです。

次のページをお開きください。9節旅費は、今年度、静岡県社会教育委員研修に参加できなかったことによる不用額6万7,000円を減額するものです。2目公民館費、11節需用費80万円の減額補正につきましては、中央公民館の電気料金が当初見込みよりも安価になることによるものです。4目文化財保護費につきましては、地方債の財源振りかえになります。

次に、第5項保健体育費についてご説明いたします。1目保健体育総務費、9節旅費15万円の減額につきましては、えひめ国体視察において視察者が予定より1人減になったこと、視察行程の見直しを行い合理化を図ったことによるものです。2目体育振興費、8節報償費23万円の減額補正は、スポーツレクリエーション祭の参加費記念品、大会運営役員の謝礼品などの執行残を減額するものです。3目体育施設管理費、13節委託料76万7,000円の減額補正は、体育センターの耐震診断業務委託費の確定により不用額を減額するものです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、4目給食センター費493万4,000円の減額につきましては、11節需用費、光熱水費におきまして、入札による基本料金が安価であったことにより多額の不用額が見込まれるため300万円の減額補正をお願いするものです。また、14節使用料及び賃借



料につきましては、給食センター空調機をリース方式により更新したもので、額の確定に伴い不用額204万1,000円を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、第12款第1項公債費、1目元金で1,162万5,000円の減額、2目利子で83万5,000円の増額、これらにつきましては、地方債元金償還額及び地方債償還額の確定によるものでございます。

続きまして、第14款第1項1目予備費の4万1,000円の増額につきましては、端数調整でございます。

ページのほうですね、8ページのほうへ戻っていただくようお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。こちらの補正につきましては、表のほうに記載のとおりですね、第2款総務費、第1項総務管理費、庁舎設備維持修繕事業の3,718万5,000円から、第8款土木費、第5項住宅費、民間住宅耐震診断助成事業の80万円までのですね、事業につきましては、いずれもですね、平成29年度内の事業完了、これが困難であるため、それぞれ繰越明許を行うものでございます。

その下になります、第3表債務負担行為補正でございます。これにつきましては、まず、追加としましてハザードマップ作成事業で、期間をですね、平成29年度から平成30年度、限度額を276万5,000円と定めるものでございます。内容としましては、平成30年度に防災マップを更新し、全世帯の配布を予定しておりますが、今年度中から契約手続きを進めまして、出水期に向けですね、それまでに配布できるよう設定するものでございます。

次に、変更でございます。放課後児童健全育成事業で、限度額を9,772万2,000円から、1億2,246万4,000円に変更するものであります。内容といたしましては、平成30年度から全ての放課後児童クラブですね、指定管理により運営する予定でございますが、定員をですね、超える利用が見込まれる本郷北小、上三川小、2カ所にですね、第二放課後児童クラブを整備しまして、一括して指定管理により運営できるよう設定するものでございます。

その下でございます。第4表地方債補正でございます。こちらの補正につきましては、記載のとおりでございます。3のですね、最終処分場整備事業から7の文化財保護環境整備事業までの事業につきましては、先ほどですね、歳入の町債で説明しました増減のとおりですね、補正後の限度額を定めるものでございます。

以上で、平成29年度上三川町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 これからは、各特別会計補正予算についての説明となりますが、人件費につきましては一般会計と同様ですので、説明を省略させていただきます。

それでは、続きまして、議案第24号「平成29年度上三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。歳入歳出2億1,966万9,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額を34億8,711万9,000円とするものでございます。減額の主な理由としましては、被保険者数の減少によります。

それでは、10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。第1款第1項保険税、2目退職被保険者等保険税850万円の減額は、退職医療費保険者数が当初見込みより減ったことによるものです。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金8,146万8,000円の減額、2目高額医療費共同事業負担金327万9,000円の減額は、医療費が抑えられたことによるものです。

第4款第2項国庫補助金、1目財政調整交付金1,310万円の減額は確定によるものです。

第6款第1項1目前期高齢者交付金4,097万8,000円の増額につきましては、平成29年度の前期高齢者交付金の額の確定によるものでございます。

第7款県支出金、第1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金327万9,000円の減額は、国庫負担金と同様に額の確定によるものです。

第8款第1項1目共同事業交付金1,300万円の減額、2目保険財政共同安定化事業交付金4,000万円の減額は、額の確定によるものです。

第10款第1項繰入金、1目基金繰入金、補正額9,171万5,000円の減額につきましては、前期高齢者交付金の増額及び高額医療費が思ったより伸びなかったことにより歳出に必要な財源が確保されたため減額補正するものでございます。2目一般会計繰入金、補正額630万6,000円につきましては、1節保険基盤安定繰入金が確定によりまして、648万9,000円の減額、2節職員給与費等繰入金は、人件費等の増により18万3,000円の増額をするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費19万4,000円でございますが、8節報償費1万8,000円は、当初予定より健康家庭が増えたことによる健康家庭記念品の増額です。9節旅費と、次の第1款第3項1目運営協議会費1万1,000円の減額は、運営協議会研修不参加によるものです。

続きまして、第2款保険給付費、第1項療養所費、1目一般被保険者等療養給付費8,195万2,000円の減額につきましては、給付費の減額により所定の補正を行うものでございます。

第4款第1項1目介護納付金184万2,000円の減額につきましては、納付金の額の確定によるものでございます。

第5款第1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金1,311万7,000円、2目保険財政共同安定化事業拠出金9,935万7,000円の減額につきましては、拠出金の額の確定によるものでございます。

第9款第1項1目特定健康診査等費55万円の減額は、11節需用費で、健康診査への案内パンフレット等を検討し、安価なものへ変更したことによるものです。

第10款第1項1目後期高齢者支援金等2,304万9,000円の減額は、額の確定によるものです。次のページ、14ページ、15ページをお開きください。

第11款第1項1目前期高齢者納付金等1万5,000円は、額の確定によるものです。

以上で、国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第25号「平成29年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。

第1款保険料、第1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料240万2,000円につきましては、1節の現年度分特別徴収保険料で、被保険者の増などによりまして増額するものでございます。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目介護給付費負担金240万5,000円、第4款第2項国庫補助金、1目調整交付金559万1,000円の減額、2目地域支援介護予防事業交付金17万5,000円の減額、3目地域支援包括的支援事業等交付金55万8,000円の減額につきましては、それぞれ事業の額の確定によるものです。4目事業費補助金12万4,000円につきましては、介護保険災害臨時特例補助金2名分でございます。

第5款第1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金89万3,000円でございますが、こちらにつきましても、平成29年度の介護給付費交付金の額の確定によるものでございます。2目地域支援事業支援交付金19万8,000円の減額補正につきましても、地域支援事業交付金の額の確定によるものでございます。

第6款県支出金、第1項県負担金、1目介護給付費負担金1万円の減額、第2項県補助金、1目地域支援事業交付金8万8,000円の減額、2目地域支援包括的支援事業等交付金27万9,000円の減額につきましても、国保と同様に額の確定によるものでございます。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金227万円につきましては、介護給付費歳出増に伴う必要額の計上でございます。2目地域支援介護予防事業繰入金8万8,000円の減額、3目地域支援包括的支援事業等繰入金27万8,000円の減額、4目低所得者介護保険料軽減負担金繰入金13万7,000円につきましては、それぞれの事業の町負担分の額の確定によるものでございます。5目その他一般会計繰入金192万7,000円の減額につきましては、1節職員給与費繰入金が入件費の補正により22万円の増額、2節事務費繰入金は、介護認定審査会等の確定によりまして39万7,000円の減額、3節その他事業繰入金は、寝たきり高齢者介護手当交付金事業の確定によりまして175万円の減額となるものでございます。

次の12ページ、13ページをお開きください。

第8款第2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金653万5,000円につきましては、介護給付費歳入の増額に伴い減額するものでございます。

続きまして、3の歳出についてご説明いたします。

次のページ、14ページ、15ページをお開きください。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費19万9,000円で、13節委託料2万1,000円の減額補正につきましては、事業費の確定によるものでございます。

第1款第3項介護認定審査会費37万6,000円の減額につきましては、介護認定審査会で12月

までの欠席者分でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費2,374万6,000円、3目地域密着型介護サービス給付費689万6,000円、5目施設介護サービス給付費1,861万4,000円の減額、7目居宅介護福祉用具購入費14万9,000円、8目居宅介護住宅改修費205万1,000円の減額、9目居宅介護サービス計画給付費523万5,000円につきましては、これまでの支払実績にも基づき所定の補正をするものでございます。

第2款第2項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費326万6,000円、3目地域密着型介護サービス給付費90万円、7目介護予防サービス計画給付費62万6,000円につきましては、それぞれ、介護予防サービスの利用者が当初見込みよりも増えたことから増額補正を行うものでございます。

次の16ページ、17ページをお開きください。

第2款第3項その他諸費、1目審査支払手数料5万9,000円につきましては、サービス利用者の増により増額補正するものでございます。

第2款第6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費204万6,000円の減額補正につきましては、利用対象者が当初見込みよりも減ったことから、所定の補正をするものでございます。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業324万3,000円につきましては、13節委託料で、介護予防ケアマネジメントの事業費確定により58万2,000円の減額、19節負担金で介護予防として通所サービスなどの利用者増に伴い382万5,000円の増額でございます。

第3款第2項1目包括的支援事業等費317万9,000円の減額につきましては、1節報酬18万円の減額は、保健師で予定していましたが、看護師となったことによるものでございます。13節委託料39万4,000円の減額は、安否緊急通報サービス事業と家族介護者交流事業の確定によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金は寝たきり高齢者介護手当交付事業の確定によるものでございます。20節扶助費85万5,000円の減額は、高齢者介護用品給付で、入院施設入所等により支給対象者が減ったことによるものでございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、2目償還金129万1,000円の減額は、補正により計上しました過年度分地域支援事業費負担金返還金に補正が生じたことによるものでございます。

第6款第1項1目予備費265万8,000円の減額につきましては、保険給付費に充当しておりません。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第26号「平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第1款第1項1目保険料1,750万5,000円につきましては、1節現年度分特別徴収保険料納税義務者が当初見込みより増加したことにより増額するものでございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金14万3,000円につきましては、人件費の増でございます。

次のページ、12ページ、13ページをお開きください。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費14万3,000円で、3節職員手当等で時間外勤務手当6万3,000円は、後期高齢者広域連合への派遣職員の事務の増大によるものでございます。

第2款第1項1目後期高齢者広域連合納付金1,750万5,000円につきましては、保険料収入の増額による増額補正でございます。

以上で、後期高齢者特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、議案第27号「平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まずは歳入でございますが、第1款第1項1目下水道事業費負担金480万円の増額につきましては、公共汚水ますの設置件数の増加に伴うものでございます。

次に、第4款第1項1目一般会計繰入金933万9,000円の減額につきましては、歳入と歳出の確定見込みに伴うものでございます。

次に、第7款第1項1目公共下水道事業債の280万円、2目流域下水道事業債の110万円、3目特定環境保全公共下水道事業債の100万円、それぞれの減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、12、13ページをお開きください。

歳出でございますが、人件費につきましては省略をさせていただきます。

まず、上段の第1款第1項1目一般管理費、18節備品購入費9万1,000円の減額につきましては、地下水用メーター器購入の口径変更等によるものでございます。次に19節負担金、補助及び交付金12万7,000円の減額につきましては、水洗便所改造資金利子補給制度の申込件数の減によるものでございます。次に、27節公課費212万5,000円の減額につきましては、消費税納付額の確定によるものでございます。

続きまして、第2款第1項2目公共下水道費、17節公有財産購入費293万円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。次に、3目特定環境保全公共下水道費、13節委託料107万円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、第3款流域下水道費、第1項1目流域下水道費、19節負担金、補助及び交付金108万2,000円の減額につきましては、流域下水道建設事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、第4款第1項1目元金125万円の減額及び2目利子103万円の減額につきましては、支払額の確定によるものでございます。

続きまして、ページを戻りますが、6ページをお開きください。

第2表地方債補正についてご説明いたします。

1、公共下水道事業の補正前の限度額1億910万円を補正後の限度額1億630万円、2、流域下水道事業の補正前の限度額1,230万円を補正後の限度額1,120万円に、3、特定環境保全公共下水道事業の補正前の限度額1億2,290万円を補正後の限度額1億2,190万円に、それぞれ事業費の確定見込みに伴い減額するものでございます。

以上で、上三川町公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第28号「平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まずは歳入でございますが、第1款第1項1目農業集落排水事業費分担金150万円の増額につきましては、新規の申込件数の増加に伴うものでございます。

次に、第3款第1項1目一般会計繰入金579万9,000円の減額につきましては、主に歳出の減額に伴うものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。

歳出でございます。第1款第1項1目一般管理費の人件費につきましては省略をさせていただきます。

まず、8節の報償費22万8,000円の減額につきましては、一括納入者の減少によるものでございます。次に、19節負担金、補助及び交付金12万3,000円の減額につきましては、今年度の水洗便所改造資金利子補給制度の申込者の減少によるものでございます。次に、27節公課費171万3,000円の減額につきましては、消費税納付額の確定によるものでございます。

続きまして、第2項1目施設管理費、11節需用費230万円の減額につきましては、電気料金の確定見込みによるものでございます。

以上で、上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第29号「平成29年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

まずは、上段の収益的支出でございますが、全て人件費でございますが、省略をさせていただきます。

次に、中段の資本的収入でございますが、第1款第3項負担金2目負担区分以外の負担金、1節116万8,000円の増額は、富士山地区配水管布設工事の確定に伴う負担金の増額でございます。

次に、下段の資本的支出でございますが、こちらも人件費なものですから省略をさせていただきます。

以上で上三川町水道事業会計補正予算の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。9番。

○9番【勝山修輔君】 一般会計の補正で、21ページ、積立金というの、これは何の意味で積み立てするのが1つ。21ページの13の委託料の測量が、願成寺の何の委託料になるのか。それと、25ページの小山広域し尿処理分、1,111万9,000円かな、これが払わなくていいというような説明と、それから、29ページの報償費の中の視察謝礼金の説明を求めます。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 21ページ、25節の積立金2億円でございますが、こちらのほうは、公共施設の総合管理計画基金に伴います積立金でございます。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の13節委託料の測定の件でございますが。

(「何ページなの？」の声あり)

○福祉課長【田仲進壽君】 失礼いたしました。20ページ、21ページでございます。その測定の委託料の件でございますが、こちらに関しましては、子どもの居場所づくりということで、地元のほうから要望のございました願成寺地区多目的広場の整備候補地、当初は農地を予定しておりましたので農地の農地転用等の必要がございましたので測量費用を計上してございました。ところが、候補地を変更せざるを得ないことになりまして、農地以外のところに広場を整備することになりました。よって、この測定の委託料が不要となったことから減額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 24ページ、25ページをお開きください。第4款2項2目じん芥処理費の負担金、補助及び交付金、小山広域保健衛生組合のし尿処理費の1,111万9,000円の減でございますが、小山広域のし尿処理費が予定より少なかったための減でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 29ページでございます。8節の報償費でございます、2万円の減につきましては、産業団地整備推進費の中の先進地視察を予定してございましたが、視察のほう、確定によりまして行かなかったということで、何件か行っているんですけども、その当初予定していたことよりも行かなくて済んだということで、今回、減額の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑、はい、9番。

○9番【勝山修輔君】 ちょっと再質しますが、し尿処理っていうのは水洗便所になっていると、衛生車がかみ上げて持って行くことはないわけだよね、うちの町は。約99%、上下水道ができてはるはずだよね。今でもまだ衛生車で小山広域に持って行って捨てるのかな。それで、捨てるものが少ないから減額してもらったの？ それとも、あそこでかかる費用は人口割でもって負担金があるところが、処理費が少なかったから、うちの町がこっだけ減額されたという意味なのかな。

3回しかできないので、もう一つ。公園をつくるというのは、子どもたちの遊ぶところを借り上げるのが農地だったんで、その農地転用するのにこっだけ費用がかかったということでいいんでしょうか。

この、積立金を積み立てていくというのは、何という、何々基金といって、また名前を別につくって、これから公共物、その修理や何かに2億円を毎年積み立てていくんだという意味なんですか、説明をお願いします。

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 小山広域の保健衛生組合のし尿処理の関係ですが、現在、生のし尿、そういう方もいますし。

(「まだいるってこと？」の声あり)

○住民生活課長【小島賢一君】 はい、まだいます。あと、浄化槽で、浄化槽を使っている方、下水につながっていない方の浄化槽の汚泥もあります。それから、あと、農業集落排水、その汚泥についても小山広域に持っていつていますので、なくなるということはなかなかないと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 測量にかかる委託料でございますが、議員のおっしゃるとおり、当初、候補地としては農地を予定しておりました。農地転用には測量等の事業といたしますか、予算が必要ですのでその予算を計上しておりましたが、候補地が変わったことにより減額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 今回の積み立てにつきましては、新たに創設する基金でございます。今回、2億円につきましては、今回、補正予算ということで、新たにですね、将来、この積立金につきましては、将来世代に過大な負担を残さないために有効な手段ということで、早急に、平成29年度予算から積み立てを開始する必要があると考えましたので、今回、補正予算として上げさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 はい、9番。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、これは補正だけで、もう来年からは一般の基金で毎年、毎年積み立てていく気持ちはないということかな、あるのかな、それが幾らぐらいの額で積み立てていこうと思っているのか、その説明はできますか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 積み立てにつきましては、今回の総合管理計画を策定した中でですね、将来的には莫大な費用がかかるということで算出されておりますので、なるべく多く積み立てをしていきたいと。

(「していくのか、していかないのか聞いているの」の声あり)

○建築課長【川島勝也君】 今後積み立てをしていきたいと思っております。

(「どのぐらいの額を積み立てるの？」の声あり)

○建築課長【川島勝也君】 当面、平成38年度までにはですね、最低でも10億円を積み立てていきたいと考えています。

(「はい、わかりました」の声あり)

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ございませんでしょうか。14番。

○14番【稲葉 弘君】 19ページなんですけども、デマンド交通運行事業ということで説明があつたんですけども、1日、どのぐらいの方が利用しているのか、それが1点です。

2点目は、23ページなんですけども、児童福祉費の中で、扶助費ということで2,200万円減額



になっていますけども、この理由ですか、予算をどのぐらい見込んでどういう状況だったのかということ、それをお聞きしたいと思います。

それから、29ページなんですけども、地籍調査ですね。今どこをやっているのか、これからどこを計画しているのか、それをお聞きしたいと思います。

最後、給食センター費、35ページなんですけども、11、需用費の中で300万円減額になっていますけども、入札制度を実施したということで、安くなったということなんですけど、具体的にどういふことをやってね、安くなったのかね、それをお聞きしたいです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 ご質問のデマンドのほうの1日当たりの利用者数でございますが、平成29年度につきましては、2月末現在で1万2,729人の利用者となっております。1日にしますと、約63名ほど、平均でございますが、これらの利用者の方がいらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 23ページになります。1目児童福祉総務費の20節扶助費の児童手当2,220万円の減でございますが、こちら、当初予算では4,625人を対象に5億9,520万円を計上したところでございますが、最終的な決算の見込みとして4,442人で、補正後の予算額を4億7,300万円として見込んだものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 28、29ページの地籍調査費でございます。地籍調査の調査状況ということで、平成29年度につきましては、西汗4地区、上神主2地区、坂上2地区の0.83ヘクタールの一筆調査を実施しております。平成29年度末で地籍調査済み面積は10.68ヘクタールとなりまして、進捗率としましては、約21%の進捗状況となっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 給食センターの電気料金の件でございますが、小中学校及び給食センター、公共施設等の電気料金の契約につきましては一括して総務課のほうで支出していただいておりますので、詳細については、私のほうからはお答えは控えさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 申し分けありません。私のほうの補正じゃなかったので手持ち資料がありません。至急取り寄せますので少々お待ちください。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑はございませんでしょうか。6番。

○6番【志鳥勝則君】 補正予算書の20、21ページの中で、先ほどもありましたけども、13節の施設管理費、25節積立金2億円、これについては公共施設等総合管理基金ということで、基金を今

後とも積み立てていくということでございますが、この基金の積み立ての基本となる第22号議案で提案されています「上三川町公共施設等総合管理基金条例」というふうな条例が今後、制定されていくわけですが、これ、審議する順番が違うんじゃないかというふうに思うんです。もし、きょうここで、この補正予算が可決され、今後、審議されるこの条例が否決された場合に、この補正予算で取った2億円の行き先はどうなるのかということをお伺いします。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 その場合にはですね、予算について執行ができないことになるかと思いません。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 議案のほうでございますけれども、補正予算の前に総合管理基金の提案をしてございます。もし、この後、常任委員会でそれが否決されたということになれば、当然、補正予算が通ったとすれば、この部分については支出できませんので、不用額という形になっていきます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 6番。

○6番【志鳥勝則君】 そういうことになると、個人的には順番が違う、じゃあ、ここの補正予算の部分については賛成しかねるという感じがしないでもないですけどもが、私から言わせれば、この基金条例を12月議会に上程し、そこで成立した後に、こういった基金の積み立てを補正で取るということが順番かなというふうに思っていますけどもが、そんな私の考えを伝えまして、以上で終わります。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑はございませんか。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 大変申し分けありません。先ほど稲葉議員のご質問の中で、デマンドの利用者でございますが、私、平均しまして、2月現在での総数を申し上げまして、平均、11カ月で割りまして、約六十数名とお答えしましたが、1日平均乗数がですね、57.3名でございます。大変申し分けありません。訂正をお願いします。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 会議途中でございますが、ここで15分間休憩をいたします。

午後2時05分 休憩

午後2時19分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復しまして会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 先ほどの給食センターの電気料金の減額の件について訂正させていただきます。給食センターは、夜間電力を使用している特別な使い方をしていないために、入札には適さない

ため、入札は実施しておりませんでした。今回の減額の理由につきましては、燃料調整費が減額というか、予定より上がらなかったために、トータルとして電気料金に不用額が生じたということでございます。燃料調整費は10円上がると、電気料として、給食センターですと、約100万円ぐらいの金額の増減が出てきてしまいますので、そういったことから、今回、減額の補正となったものです。訂正させていただきます。

○議長【田村 稔君】 これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成の発言を許します。9番。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 賛成がないので、私の反対が先になったようなんですが、議員が議会で質疑応答をし、政策に反映されず、毎回同じ予算と今、論議している補正予算とが出てきますが、私は、先日、これから町長が読む所信表明と去年の所信表明を比較してみましたんですが、そのときによくわかったことが、金額的には相当細かになるので申し上げますが、増額が9項目、減額が20項目、同額が26項目でした。町長の所信表明が、どんなふうにしゃべるかは、つくった方がいて、読み上げるんでしょうが、幾ら私が反対しても、多数決の原理ですから何でも通ってしまいます。私が思うに、増額が9項目しかないのに、減額が20項目あって、同額が26項目というのは、何も変わらないんじゃないかというふうに私は思って、今ここに立っているんです。

議会で議員が質疑応答したことを、執行部並びに、ここにいる方々は、何一つ実行しようという考えはありません。私たちが要望したことも反映されないで、絵に描いた餅みたいなことを一生懸命読まれても、私は同意することができません。よって、私は、この補正予算案に対しても反対をいたします。

○議長【田村 稔君】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第23号「平成29年度上三川町一般会計補正予算(第6号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「平成29年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を原案の

とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「平成29年度上三川町水道事業会計補正予算(第3号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長【田村 稔君】 日程第31、議案第30号「平成30年度上三川町一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 平成30年第2回上三川町議会定例会に当たりまして、町政運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、平成30年度予算案についてご説明いたします。

平成29年度の日本経済を見ますと、この5年間のアベノミクスの推進により、雇用情勢、所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いてきました。平成30年度の見通しについても、海外経済が回復するもとの、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すことにより、民需を中心とした景気回復が期待されております。

しかしながら、我が国の財政状況は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも、さらなる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き厳しい状況にあります。

このような中、政府は引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現と基礎的財政収支の黒字化という目標を堅持すると同時に、債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指すこととしています。

また、地方においては、厳しい地域経済の状況、地方公共団体の財政状況の中で、人口減少や少子高齢化の問題、地方創生等の重要課題に対し、みずからの判断と責任により地域の実情に沿った対応が求められております。

本町におきましては、人口減少に歯どめをかけるべく、平成27年度に策定した「上三川町第7次総

合計画基本計画」及び「上三川町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」に一体的に取り組むこととし、安心・安全な環境づくり、雇用創出の推進、子育ての支援、教育環境の充実を図る施策に重点を置いているところであります。

町政運営に当たりましては、多様化、高度化する町民ニーズを的確に捉えながら、「第7次総合計画基本計画」に盛り込まれた施策を積極的に推進することにより、住民福祉の増進に努めるとともに、町の将来像である、「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現に向け全力を傾注してまいり所存であります。ここに、町議会議員の皆様及び町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、平成30年度予算編成に当たっての基本的な事項について申し上げます。

国の予算編成においては、財政健全化への着実な取り組みを進める一方で、子育て安心プランを踏まえた保育の受け皿整備などの人づくり革命の推進や、企業による設備や人材への投資、研究開発・イノベーションの促進など、生産性革命の推進といった重要な政策課題について必要な予算措置を講じるなど、めり張りの効いた予算編成を目指すとしています。

また、平成30年度予算は、経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度に当たることから、当計画に掲げる歳出改革等を着実に実行するとしています。

地方公共団体全体の財政については、企業の業績の改善によって自主財源である住民税の増収が期待されるものの、収支の均衡が図れるまでには至らず、依然として補助金や交付金等の依存財源が重要な財源となっているのが現状であります。また、高齢化の進展や子ども・子育て対策に伴う社会保障関係費の自然増が見込まれることから、義務的経費の占める割合が増え、財政を圧迫している状況にあります。

本町におきましても、社会保障関係経費など経常的な経費の割合が増えていることに加えまして、住民税の税収が景気の動向によって大きく変動し、またその予測も難しいことから、中長期的な視点を持った財政運営が求められる状況にあります。

依然として厳しい運営を強いられる財政状況の中で、本町の平成30年度予算案は、「第7次総合計画基本計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる具体的な取り組みの推進を図るとともに、公共施設等の老朽化対策を計画的に実施していくための基金の積み立てや地方債残高の削減など、将来にわたり持続可能な財政運営を目指すことを基本的な考え方として、町民ニーズ、費用対効果等を十分に勘案した上で、事務事業の選択と集中を図りながら、重点的な予算配分に努めて編成したものであります。

この結果、平成30年度一般会計予算案の総額は106億5,700万円となり、前年度と比較して4億4,600万円、4.4%の増となりました。

まず歳入について申し上げますと、自主財源の根幹をなす町税は、住民税の増収が見込めるものの、固定資産税が減収見込みであり、予算計上額は56億8,537万2,000円となり、前年度と比較して3,029万6,000円、0.5%の増となりました。地方交付税のうち普通交付税については、平成29年度の町税収入が大幅に増額となったことで不交付団体となる見込みから、特別交付税の5,000万円のみを計上いたしました。

また、財源の有効活用のため、建設地方債の適切な起債とともに、財政調整基金、町債管理基金、社会福祉基金、及び町営住宅施設整備基金の活用を図ることといたしました。

歳入を財源別に申し上げますと、自主財源は74億5,079万6,000円、構成比69.9%、前年度比9億8,560万円、15.2%の増。依存財源は32億620万4,000円、構成比30.1%、前年度比5億3,960万円、14.4%の減となりました。

次に、歳出につきまして、性質別で申し上げますと、消費的経費は69億5,962万9,000円、前年度比5億6,312万8,000円、8.8%の増となりました。また、投資的経費は10億7,189万1,000円、前年度比2億7,540万1,000円、20.4%の減で、主に新大山保育所の整備及び私立保育園の施設整備が前年度から減少したことにより減額となったものであります。その他の経費は26億2,548万円、前年度比1億5,827万3,000円、6.4%の増で、主に基金積立金の増額によるものであります。

次に、各特別会計予算案について申し上げます。

国民健康保険事業会計予算案は29億円で、前年度比7億8,800万円、21.4%の減。介護保険事業会計予算案は21億6,500万円で、前年度比1億7,500万円、8.8%の増。後期高齢者医療会計予算案は2億6,700万円で、前年度比3,500万円、15.1%の増。公共下水道事業会計予算案は12億3,900万円で、前年度比3,800万円、3.2%の増。農業集落排水事業会計予算案は3億1,700万円で、前年度比200万円、0.6%の増となりました。

以上、一般会計と特別会計を合計した予算案総額は、175億4,500万円となり、前年度予算案と比較して9,200万円、0.5%の減となりました。

最後に、水道事業会計予算案について申し上げます。収益的収支は、収入6億168万6,000円で、前年度比141万9,000円、0.2%の増、支出5億7,218万9,000円で、前年度比133万1,000円、0.2%の減、資本的収支は、収入8,190万3,000円で、前年度比384万5,000円、4.9%の増、支出3億528万2,000円で、前年度比1,673万円、5.8%の増であります。

次に、平成30年度当初予算案に基づき、一般会計における主な施策について申し上げます。

第2款総務費では、役場庁舎の屋上防水・外壁改修を実施し、庁舎の長寿命化を図ってまいります。また、庁内ネットワークシステムの更新を実施するとともに、便利でわかりやすい町ホームページへのリニューアルを行い、情報提供の充実に努めてまいります。

第3款民生費では、自立支援医療費の支給、重度障がい者に対する医療費助成、地域生活支援、自立支援のための給付など、障がい者支援の充実に努めてまいります。また、第3子以降の出産に対する祝金の支給、指定管理による放課後児童クラブの運営、医療費の助成、私立保育園に対する助成に加えて、新生児への誕生祝いとしてベビーギフト事業を新たに実施し、子育て支援の充実に努めてまいります。

第4款の衛生費では、感染症対策としての予防接種、母子健康教育、がん・結核検診等の保健サービスの充実や、町民一人一人の健康づくり活動を促進してまいります。特に、予防接種では、中学3年生及び高校3年生を対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施いたします。また、妊産婦や乳幼児などに対する切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを健康課内に設置い

たします。

第6款の農林水産業費では、首都圏農業推進事業、園芸産地振興対策、土地利用型経営体育成、環境保全型農業直接支援対策、農地集積推進、産地パワーアップ、農業人材力強化総合支援等、農業の振興に取り組んでまいります。また、本町のすぐれた農産物や生産品等をかのみかわブランドとして認定し、町の知名度の向上による販路拡大を図る取り組みや、上三川いきいきプラザ敷地内への農産物直売所の整備を実施いたします。

第7款の商工費では、企業誘致のための奨励金交付や新産業団地整備に向けた取り組みによる工業の振興、夕顔サマーフェスティバル、かみのかわ町おこし夏祭りの開催に対する補助や、上三川景観スポットの整備等、観光の振興に取り組んでまいります。また、地域おこし協力隊員の誘致・支援を行うことにより、情報発信の強化を図ってまいります。

第8款の土木費では、幹線道路、生活道路の計画的な整備、道路・橋梁の適正な維持管理に努め、町内道路網、及び快適な道路環境の整備を推進してまいります。また、市街地における公園整備を推進し、居住環境の向上を図ってまいります。

第9款の消防費では、災害時の避難方法などの情報をまとめた防災マップの更新、全世帯への配布を行うとともに、平成29年度から引き続き避難所用の備蓄食料や資機材の整備を行い、防災体制の充実を図ってまいります。

第10款の教育費では、タブレット型情報端末の整備、本郷北小学校及び北小学校への防犯カメラ設置など、学校教育環境の改善・整備を進めてまいります。また、しらさぎマラソン大会、町民スポーツレクリエーション祭の実施によるスポーツの振興や遺跡地図作成、出土遺物の保存処理、町指定文化財説明看板整備による文化の振興を図ってまいります。

なお、特別会計及び企業会計に対しては、所要の繰出、出資等を行います。

以上のような施策の実施により、町の将来像「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現を目指してまいります。

しかし、これら施策の実施に当たりましては、町民と行政が連携を図りながら一体となって推進する必要がございます。そこで、広報紙、町ホームページ、メール配信などの広報活動や町長と語る会などの広聴活動に加え、積極的な情報発信による町民との情報共有化と、行政活動への町民や関係団体の参画のほか、民間の参画による協働体制の確立を図ることにより、さらなる「協働と自立のまちづくり」を進めてまいります。

以上、平成30年度に臨む所信の一端を申し述べるとともに、予算案の概要についてご説明いたしました。詳細につきましては担当課長をもって説明させていただきますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長【田村 稔君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 議案第30号「平成30年度上三川町一般会計予算」についてご説明いたします。

予算書の14、15ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

第1款町税、第1項町民税、1目個人、本年度予算額17億1,400万円は、現年課税分16億9,500万円、滞納繰越分1,900万円でございます。現年課税分は、均等割5,500万円、所得割16億4,000万円でございます。2目法人、本年度予算額4億550万円は、現年課税分4億500万円、滞納繰越分500万円でございます。現年課税分は、均等割767事業所、1億2,000万円、法人税割348事業所、2億8,500万円を計上しております。

なお、実施計画の時点では大企業の予定納税と同額を計上しておりましたが、状況の変化により当初予算には計上してございません。

第2項固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額29億6,700万円は、現年課税分29億4,300万円、滞納繰越分2,400万円でございます。現年課税分は、土地9億8,900万円、家屋10億3,900万円、償却資産9億1,500万円でございます。3年に一度の評価替えにより昨年度より減となっております。2目交付金は、本年度予算額369万2,000円、対前年度26万6,000円の増でございます。多功南原の県有地の一部を民間業者に貸与したものでございます。第3項軽自動車税、本年度予算額8,778万円は、現年課税分8,670万円、滞納繰越分108万円で、登録台数は1万3,785台を計上しております。第4項町たばこ税、本年度予算額2億9,290万円でございます。喫煙本数の減などにより対前年度210万円の減でございます。第5項都市計画税、本年度予算額2億1,450万円は、現年課税分2億1,300万円、滞納繰越分150万円でございます。現年課税分は、土地1億1,500万円、家屋9,800万円でございます。固定資産税と同じく評価替えによる減でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 町税以外の歳入につきましては、第2款地方譲与税から第20款町債までをまとめて説明いたします。主なものを説明させていただきます。

第2款地方譲与税、第1項1目地方揮発油譲与税4,000万円、並びに第2項1目自動車重量譲与税9,800万円につきましては、それぞれ本年度の決算見込額等を勘案しまして計上してございます。

第3款第1項1目利子割交付金270万円につきましては、本年度決算見込額から預金利率の低下などを勘案しまして、前年度同額での計上となっております。

16、17ページをお開き願います。

第4款第1項1目配当割交付金850万円、第5款第1項1目株式等譲渡所得割交付金500万円、第6款第1項1目地方消費税交付金5億7,000万円、第7款第1項1目自動車取得税交付金3,100万円、第8款第1項1目地方特例交付金の2,200万円につきましては、本年度決算見込額から勘案し計上してございます。

第9款第1項1目地方交付税5,000万円につきましては、平成29年度の町税の大幅な増収に伴いまして、平成30年度はですね、普通交付税につきましては不交付団体となる見込みから、特別交付税、昨年と同額の5,000万円を見込むものでございます。

第10款第1項1目交通安全対策特別交付金360万円につきましては、本年度決算見込額から勘案し計上してございます。



第11款分担金及び負担金、第1項負担金、1目民生費負担金1億3,058万5,000円。主なものは、2節児童福祉費負担金の1億2,943万8,000円で、保育所扶養義務者負担金、448人分の保育料の収入見込額を計上してございます。

18、19ページをお開き願います。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料、3目衛生使用料196万2,000円につきましては、上三川霊園の10区画の永代使用料等でございます。5目土木使用料3,405万6,000円、主なものは、1節土木管理使用料427万9,000円。内容としましては、東京電力、NTTの電柱、道路等の占用料等でございます。また、3節の住宅使用料2,732万9,000円でございますが、こちらにつきましては、町営住宅116戸分の家賃収入2,486万8,000円、並びに100台分の駐車料金246万1,000円を計上してございます。第2項手数料、1目総務手数料1,159万8,000円。主なものは、2節戸籍住民基本台帳手数料1,079万8,000円で、住民票及び戸籍謄本等の交付手数料でございます。

一番下になります、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金9億8,005万4,000円。主なものは、1節社会福祉費負担金で、3番目の障害者自立支援給付費の2億3,870万円でございます。これにつきましては、障がい者福祉サービス事業費、並びに補装具費支給事業に対する補助率2分の1の額を計上するものでございます。

20、21ページをお開き願います。

一番上の行をごらん願います。2節児童福祉費負担金6億9,637万8,000円。内訳としましては、対象児童数4,449人分の児童手当4億47万2,000円、保育所運営費等の経費、子どものための教育・保育給付費2億9,590万6,000円を国庫負担金として計上するものでございます。

第2項国庫補助金、2目民生費補助金8,631万円。主なものは、2節児童福祉費補助金7,071万4,000円で、延長保育、放課後児童健全育成事業等に係る子ども・子育て支援交付金の2,769万円、並びに、私立幼稚園の認定こども園整備に係る保育所等整備交付金の3,590万円でございます。4目土木費補助金1億295万円。主なものは、1節道路橋梁費補助金7,810万円。内容につきましては、道路整備に係る補助事業対象事業費の50%を社会資本整備総合交付金として見込み計上するものでございます。また、3節都市計画費補助金につきましては、蓼沼緑地公園のトイレ改修等に係る社会資本整備総合交付金2,350万円を見込むものでございます。5目教育費補助金2,208万4,000円。主なものは、1節総務費補助金1,937万2,000円。1番目の幼稚園就園奨励費として479人分の1,916万3,000円を計上するものでございます。

第3項委託金、2目民生費委託金601万8,000円。主なものは、1節社会福祉費委託金の国民年金事務に係る委託料594万4,000円でございます。

第14款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金4億8,330万5,000円。主なものは、1節社会福祉費負担金では、一番上の国民健康保険保険基盤安定で、低所得者軽減分に対します県負担金として7,981万2,000円、後期高齢者医療保険基盤安定では、低所得者軽減分に対する県補助金3,987万8,000円を、1つ飛びまして、障がい者福祉サービス事業など、障害者自立支援給付費に対する県負担金1億1,935万円を計上するものでございます。

22、23ページをお開き願います。

一番上をごらん願います。2行目でございますが、2節児童福祉費負担金では、国庫負担金で説明させていただきましたが、4,449人分の児童手当8,722万4,000円、保育所運営費に係る子どものための教育・保育給付費1億4,795万3,000円を県負担金として計上するものでございます。

次に、第2項県補助金、1目民生費補助金1億3,710万4,000円。主なものは、1節社会福祉費補助金では、上から2番目になりますが、重度心身障害者医療費としまして1,888万5,000円を計上するものでございます。また、2節児童福祉費補助金では、上から2番目になりますが、こども医療費の4,395万2,000円、中段の第三子以降保育料免除事業の1,828万7,000円、延長保育事業・放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の2,769万円を県補助金として計上するものでございます。3目農林水産業費補助金1億900万2,000円。主なものは、1節農業費補助金、上から5番目になります。県単土地改良事業では、かんがい排水事業に係る事業費の35%の1,225万円を、また下から4番目になりますが、新規就農総合支援事業では、5人分の新規就農者支援金としまして675万円を、またその下の産地パワーアップ事業では、トマト農家2名分としまして7,112万円を計上したものでございます。

24、25ページをお開き願います。

第3項委託金、1目総務費委託金7,371万2,000円。主なものは、1節総務管理費委託金の1,959万7,000円で、町の振興及び行政運営の効率化に資するため交付される県市町村総合交付金でございます。2節徴税費委託金5,000万円は、約1万5,900人分の県民税に係る徴収委託金でございます。

第15款財産収入、第1項財産運用収入、1目財産貸付収入326万9,000円につきましては、雇用促進住宅南の宿舎駐車場、多功南原町有地のほか、町有地の貸付料でございます。2目利子及び配当金137万7,000円につきましては、各基金の利子収入を見込むものでございます。

26、27ページをお開き願います。

第16款第1項寄附金、1目一般寄附金、2目指定寄附金につきましては、それぞれ250件分で250万円の寄附金を見込むものでございます。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7億円につきましては、歳出に対しての不足額を基金から繰り入れをするものでございます。2目町債管理基金繰入金6億300万円につきましては、起債償還のために基金から繰り入れを行うものでございます。3目社会福祉基金繰入金につきましては、社会福祉協議会で行う地域活動推進費等に充てることとして907万5,000円の繰り入れを行うものでございます。4目町営住宅施設整備基金繰入金につきましては、下町第一町営住宅外壁改修工事の事業費に充てることとし、1,100万円を繰り入れるものでございます。

28、29ページをお開き願います。

第19款諸収入、第4項3目雑入4,085万4,000円。主なものを申し上げます。2節雑入で、一番上の自治宝くじ助成金の410万円。内容でございますが、本郷北コミュニティ推進協議会の備品整備に240万円、明治コミュニティ推進協議会の備品整備に170万円を助成金として見込むものでございます。上から4番目でございます、派遣職員給与等経費では、後期高齢者医療広域連合への派遣

職員の給与等の経費460万円。市町村交付金としまして、ハロウィンジャンボ宝くじ収益金からの交付金500万円。中段になりますが、地域内フィーダー系統確保維持費分として、デマンド交通に対する補助金423万5,000円を見込むものでございます。1つ飛びまして、資源物売払い493万5,000円につきましては、新聞、段ボール、雑誌等の売り払いの収入でございます。下から6行目で、後期高齢者に係る健康診査等委託料としまして1,038万3,000円。1つ飛びまして、中学生海外派遣事業では22人分の負担金としまして264万円を計上するものでございます。

第20款第1項町債でございます。1目衛生債では、宇都宮市への負担金の最終処分場整備事業で1億1,900万円。2目農林水産業債では、農村環境改善センター改修事業で1,690万円。3目土木債では、道路新設改良事業で道路債8,520万円、公園施設整備事業で公園債2,110万円、合わせて1億630万円。4目消防債では、全国瞬時警報システム、Jアラートですね、新型備品器の導入、及び栃木県防災行政ネットワーク再整備工事負担金で1,180万円。5目教育債では、1節小学校債、小学校施設設備維持改修事業で470万円、2節中学校債、中学校施設設備維持改修事業で540万円、3節給食施設債、給食センター設備更新事業で2,880万円、4節体育施設債、体育センター改修事業で720万円、合わせて4,610万円でございます。

以上で一般会計歳入につきましての説明を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 説明途中ですが、本日はこれで延会といたします。

なお、明日、明後日は休会とし、週明け、月曜日は午前10時から引き続き本会議を行います。本日はお疲れさまでした。

午後3時05分 延会